**○農林水産省告示第千六百二十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府綾部市坊口町尾ノ内四の五から四の一〇まで、五、五の一から五の五まで、五の九から五の一一まで、六、六の一から六の四まで、六の六から六の一一まで、七、七の一、七の二、七の四から七の一五まで、七の一七、七の一八、八、八の一から八の一一まで、箱垣三〇の一、三〇の二、三一の一から三一の三まで、三二、三三、三四の一から三四の三まで、三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

尾ノ内四の五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百二十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　栃木県栃木市出流町字出入八七六、八八二、八八三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字出入八七六・八八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百二十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　栃木県足利市月谷町字菅沢一五二二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字菅沢一五二二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び足利市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百二十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府綾部市内久井町元屋敷四四、四六、四七、一二の一、八〇一二、八〇一三の一、八〇一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

元屋敷四四・四六・八〇一二・八〇一四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第百四十一号**

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　特定社会基盤事業の種類

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業

二　特定社会基盤事業者の名称

中部電力ミライズ株式会社

三　変更前の住所

愛知県名古屋市東区東新町一番地

四　変更後の住所

愛知県名古屋市中区新栄町二丁目十三番地

五　変更年月日

令和八年十月十三日

**○農林水産省告示第千六百二十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県島田市川根町葛籠字ナギタア九三一の五、字ヲイカハ九三五の一〇、字湯ノ沢九七一の五、九七一の六、九七四の七、九七四の八、字ナキ山九七七の六、九七七の七、九八〇の八から九八〇の一一まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第千六百二十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町日貫三五〇四の一・江津市桜江町八戸一六六一の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁並びに江津市役所及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）